

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人輪島市福祉会（以下「当法人」という。）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2. 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

10,000円

(2) 法人業務を行う場合の費用弁償

10,000円

(3) 役員等が指名競争入札の立会いをした場合の費用弁償

5,000円

(4) 役員等が第三者委員として委員会に出席した場合の費用弁償

7,000円

(5) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

10,000円

(6) 役員等が研修会に出席した場合の費用弁償

輪島市内	5,000円
その他	10,000円

### (改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年5月26日 平成29年度 第1回 理事会、平成29年6月15日 平成29年度 定時評議員会にて議決)